

Title	『国号考』の仮名字体 : 訓仮名出自字体の忌避・追 考
Author(s)	内田, 宗一
Citation	語文. 2001, 75-76, p. 38-46
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/68975
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

## 『国号考』の仮名字体

# ――訓仮名出自字体の忌避・追考―

#### じめに

は

本稿の筆者は、先に本居宣長『古事記伝』板本に使用される仮名字体について考察を行い、『古事記伝』板本には訓仮名出自の仮名字字体について考察を行い、『古事記伝』板本には訓仮名出自の仮名という表記原則が、宣観が大きく関与していると考えられることを論じた。本稿は、前稿の論旨を踏まえつつ、訓仮名出自字体の忌避」と名づけた。そして、その所則の創出の背景には、近世の国学者・漢学者らの著述に広く認められる、万葉仮名のうちの音仮名を正統な仮名と捉える万葉仮名の論旨を踏まえつつ、訓仮名出自字体の忌避」と名づけた。本稿は、前稿の論旨を踏まえつつ、訓仮名出自字体の忌避」と名づけた。そして、その原則の創出の背景には、近世の国学者・漢学者らの著述に広く認められる、万葉仮名出自字体の引張という表記原則の本質と運用について、この訓仮名出自字体の忌避という表記原則の本質と運用について、この訓仮名出自字体の忌避という表記原則の本質と運用について、この訓仮名出自字体の忌避という表記原則の本質と運用について、この訓仮名出自字体の忌避という表記原則の本質と運用について、この訓仮名出自字体の忌避という表記原則の本質と運用について、子祭を深めることを目的とするものである。

#### 、『国号考』板本の仮名字体

を行った宣長の著作である。板本の板下は、宣長の長男である本居『国号考』(天明七年刊)は、日本を表す国名の数々について考証

#### 内田宗一

『国号考』板本の仮名字体に関しては、既に矢田勉氏が「特殊な体の全体像を、次頁の表・一に整理してまとめた。(3)春庭が認めている。まずはじめに、本書の板本に使用される仮名字

という表記原則が質かれている点に、その仮名字体使用の特色があという表記原則が質かれている点に、その仮名字体使用の特色がある字体が使用されているとと共通する仮名字体の使用」という特徴の見られることを指摘している。実际、表・一に挙げられている仮名字体のうち、「許・受・都・婆・夫・際、表・一に挙げられている仮名字体のうち、「許・受・都・婆・夫・際、表・一に挙げられている仮名字体のうち、「宇・衣・美」など漢字の草体に近い字体が使用されているな仮名字体の多くが『古事記伝』板本でも共通して使用されていることから、両者の関連についても言及し、「国号考」板本に見られる特殊な仮名字体の多う。」と論じている。『古事記伝』板本ではあまり使用が認められ、両書の表面り、『国号考』板本と共通する仮名字体の範の一端となった可能版本の版下作成に当たって。『古事記伝』板本に使用されている方に、『古事記伝』では、単に近世としては特異な仮名字体が使用されているというのみならず、訓仮名出自字体の忌避名字体が使用されているというのみならず、訓仮名出自字体の忌避という表記原則が質かれている点に、その仮名字体使用の特色がある字体が使用されているというのみならず、訓仮名出自字体の忌避という表記原則が質かれている点に、その仮名字体使用の特色がある字体が使用されているというのみならず、訓仮名出自字体の忌避という表記をは、単に近世としては特異な仮名字体が使用されているというのみならず、訓仮名出自字体の忌避という。

り、この点から、『国号考』 板本についても 『古事記伝』 板本と同様

板本においては音仮名出自の仮名字体が専ら使用されているのであ

先の表・一に掲げた『国号考』板本所用の仮名字体についてその字板本の仮名字体について改めて検討を加えることとしたい。ここで、った。本節では、訓仮名出自字体の忌避という観点から、『国号考』

源を列挙してみると、次のようになる(但、合字コトを除く)。

与良·羅利·里·李·梨留·流·類·累礼·連呂·路王·和惠婦·夫閉·遍·倍保·本末·満·万美武·华兔·米毛也由奈·那尔·仁·耳奴·怒称·年乃·能波·八·婆比·飛不·布·东· 左·佐之·志須·受世·勢曾多·太知都天登·止安·阿以宇衣於加·可幾•起久•具計•気•希•遺己·

は、全て字音に基づく字体であることが分かる。つまり、『国号考』ここに挙げられた字源を通覧すると、表・一に掲出される仮名字体

訓仮名出自字体の忌避が適用されていることが認められる。 態度の背後に、訓仮名出自字体の使用を避け、音仮名出自字体のみ と考えられ、現代の視点からは音仮名出自字体と認められるもので 使用されているが、この「と」は字源「止」の字音に由来する字体 する。『国号考』板本には〈ト〉の仮名字体「と」が一例(一二オ) る先の「と」も含まれているという点である。 忌避の対象となる字体の一つとして、現在では音仮名出自と解され 論じた通りであるが、注意すべきなのは、ここに訓仮名出自字体の を統一的に使用しようとする宣長の意向が読み取れることは前稿で いる。この「古事記伝板下認振之事」における使用仮名字体選定の て、「者・へ・と・と・つ・徒・江・め・ミ」の九字体が挙げられて を具体的に指定するくだりが存し、使用を避けるべき仮名字体とし ての注意書きである。その中には『古事記伝』板下の使用仮名字体 筆者である栗田土満に宛てて記された、『古事記伝』 板下執筆に際し いては、訓仮名出自字体の忌避の対象字体となっていたのである。 ある。しかし、この「と」は、先に調査した『古事記伝』板本にお 宣長の「古事記伝板下認振之事」は、『古事記伝』巻二一の板下執 ただし、右に列挙した字源のうち、「止」に関しては若干問題が存

され得る仮名字体として存在していたのである。宣長は、確実に音あるとする説との二説が対立していた。「と」は、訓仮名出自とも解字音に基づく字体と捉える説と、漢字「止」の字訓に基づく字体で与している。近世には、この「と」の字源に関して、漢字「土」の与している。近世には、近世における「と」の字源解釈の問題が関このことの背景には、近世における「と」の字源解釈の問題が関

も使用が避けられたものと考えられるのである。 避の対象としたため、結果として、現代では音仮名出自とされる「と」 自字体のほか、音仮名出自か訓仮名出自か確定できない字体をも忌 仮名出自と目される仮名字体のみを使用字体とし、純粋な訓仮名出

原則は、基本的に『国号考』板本でも適用されていると言える。 (11) 注意による使用例と解せられよう。訓仮名自字体の忌避という表記 本における「と」の使用は、先述の通り一例のみであり、これは不 忌避の原則からは外れる例ということになる。ただし、『国号考』板 に入れれば、『国号考』板本での「と」の使用は、訓仮名出自字体の このような近世における仮名字体の字源の認識のありようを考慮

> ては、両者の間に少なからぬ差異もまた認められるのである。 出自字体の使用が忌避されている。しかしながら、その実現に際し

に外れる例は、近世における仮名字体の字源認識を考慮に入れても、

まず『国号考』板本では、前述のように、訓仮名出自字体の忌避

言いがたい。なぜ『国号考』板本においても訓仮名出自字体の忌避 って、この表記原則の有する性格や、その運用に関し、新たな角度 ける訓仮名出自字体の忌避の適用の事実が明らかになったことに伴 が適用されているのか、その経緯が問われよう。『国号考』 板本にお はいるものの、『古事記』との関係は『古事記伝』ほどに密接だとは しかし、一方『国号考』は、『古事記』も引証の一つとして利用して 事記』という文献と直接的な関わりを有するがゆえのことであった。 仮名出自字体の忌避が『古事記伝』に適用されたのも、内容面で『古 古代における表記のありよう、特に『古事記』の万葉仮名表記にお ける訓仮名の不使用という原則に倣って創出されたものである。訓 訓仮名出自字体の忌避という表記原則は、前稿で論じたように、

字体の忌避に反する例が認められるのである。このような両書にお(エン)

多く存する。具体的には、全巻を通じて計二八七七例の訓仮名出自 仮名出自字体が忌避されてはいるものの、実際には例外となる例も 実践していた。これに対し、『古事記伝』板本では、原則としては訓 全体を通じて「と」一例のみであり、この表記原則をかなり厳密に

ころもあるかとは思われるが、その点を勘案したとしても、あまり 事記伝』板本は全四四巻と大部であるという、分量的な差によると ける例外の数の多少は、『国号考』 板本が全一巻であるのに対し、『古

### 二、『古事記伝』板本との比較

から考察を加える必要が出てきたと言える。

本節では、『国号考』 板本と『古事記伝』 板本双方における訓仮名 使用が認められ、これは『古事記伝』板本全体における訓仮名出自 字体であるが、それにも関わらず『古事記伝』板本ではまとまった 関連して注意したいのは、仮名字体「へ・と・と」の使用に関する 数の用例が見られる。具体的には、三字体合わせて計二七六一例の 態度である。「へ・と・と」はいずれも訓仮名出自字体の忌避の対象 間には、明らかな差が看取される。 する度合という点において、『国号考』板本と『古事記伝』板本との に顕著な差であると言えよう。訓仮名出自字体の忌避の原則を遵守 さらに、この両書における訓仮名出自字体の忌避の例外の問題に

両書へこの表記原則が適用された時期の先後関係を明確にし、 出自字体の忌避の実態を比較し、その差異を考察することを通じて、 40

にその創出の直接の契機を論じることとしたい。これまでに明らか

にしたように、『国号考』及び『古事記伝』の板本ではともに訓仮名

味深い問題が立ち現れてくるのである。
「不・と・と」の用例の分布状況に注目すると、また新たに興ける「へ・と・と」の用例の分布状況に注目すると、また新たに興ける「へ・と・と」の用例の分布状況に注目すると、また新たに興ける「へ・と・と」の用例の分布状況に注目すると、また新たに興ける「へ・と・と」の用例の分布状況に注目すると、また新たに興いる「へ・と・と」の別値から、宮の別値が立ち現れてくるのである。

『古事記伝』板本に関して、「へ・と・と」に限らず、訓仮名出自字体の忌避に反する用例全般の分布状況を眺めてみると、それらの例外は全ての巻にあまねく分散して存しているわけではなく、巻による偏りのあることが看取される。例えば、既に前稿で論じたことであるが、『古事記伝』板下の製作開始当初に板下書きを担当した春庭と、それ以外の板下執筆者とを比較すると、春庭が板下を担当した巻(巻一~一四・一八~二〇)では訓仮名出自字体の忌避がよりた巻(巻一~一四・一八~二〇)では訓仮名出自字体の忌避がよりた巻(巻一~一四・一八~二〇)では訓仮名出自字体の忌避に外れる用例の範囲の巻々の内部における、訓仮名出自字体の忌避に外れる用例の表・二

1	仮名	^	1		_
巻数	字体	^	٤	8	丹
巻	-	0	0	0	0
巻	二	116	113	18	1
巻	Ξ	0	0	0	0
巻	四	0	0	0	0
巻	五.	0	0	0	3
巻	六	0	0	0	0
巻	七	0	0	0	0
巻	1	185	37	10	0
巻	九	0	0	0	0
巻-	-0	0	0	0	0
巻-		0	0	0	0
巻-	-=	0	0	0	0
巻-	·Ξ.	0	0	0	0
卷-	-四	0	0	0	0
卷-	-/\	0	0	0	0
巻-	九	45	15	0	0
巻_	10	0	0	0	0

分布状況についてまとめたものが、表・二である。

判断が揺れたことによるものとして解釈することができよう。 本における「へ・と・と」の使用に関わる態度の変化も、字源説と 仮名出自のどちらとしても捉えられ得たわけである。『古事記伝』板 変化の跡を読み取ることができるのである。「へ・と・と」は、い 後に方針が転換され、 最初期に板下が製作された巻であるという点である。(月) の関わりの中で、これらの字体を忌避の対象に含み入れるか否かの れらの字体は、字源解釈の立場の違いによっては、音仮名出自 れも近世においては字源説が一定していない仮名字体であった。 においては「へ・と・と」は忌避の対象とはなっていなかったのが る訓仮名出自字体の忌避の運用に関して、板下製作を開始した当初 れる巻二・八・一九の三巻が、いずれも『古事記伝』 認められる。ここで注意されるのは、この「へ・と・と」が多用さ それ以外の巻では全く使用されないという際だった分布上の偏りが 八・一九の三巻においてはかなり多用されるものの(表中網かけ部 る使用と解することが可能であろう。一方「へ・と・と」は、 とが分かる。このうち「丹」は用例数が比較的少なく、 忌避の例外として「へ・と・と・丹」 「へ・と・と」の用例の分布の偏りからは、『古事記伝』板本におけ 表・二より、春庭の板下執筆箇所においては、訓仮名出自字体 使用が避けられるようになっていったとい の四字体の使用が見られるこ の板行過程の つまり、この 不注意によ う

れていた。『国号考』板本におけるそのような仮名字体使用の実態は、が一例使用されるのみで、基本的に「へ・と・と」は使用が避けらりようを顧みてみると、既に述べたように、『国号考』 板本では「と」こで翻って、『国号考』 板本における訓仮名出自字体の忌避のあ

『古事記伝』巻二・八・一九の板下の執筆時期よりも後であることする。このことは、すなわち『国号考』板下の執筆された時期が、度が転換した後の時点での訓仮名出自字体の忌避のありようと一致『古事記伝』板本において、「へ・と・と」三字体の扱いに対する態

れよりも遅れてのことであると考えられるのである。記伝』の板下執筆に際して実践され、『国号考』板本への適用は、そを意味するものと言えよう。訓仮名出自字体の忌避は、まず『古事

献させて捉えるべきであると考えられるのである。 転させて捉えるべきであると考えられるのである。 転させて捉えるべきであると考えられるのである。 転させて捉えるべきであると考えられるのである。 転させて捉えるべきであると考えられるのである。

訂正後の本文は、板本とほぼ同じであって、板下が書かれる前に補を示すようだが、しかし、この『国号考』稿本の訂正本文は、「そのを示すようだが、しかし、この『国号考』稿本の訂正本文は、「そのを示すようだが、しかし、この稿本は墨付二四丁に付箋が計七枚付さることが確認される。この稿本は墨付二四丁に付箋が計七枚付さるに所蔵されている。この稿本は墨付二四丁に付箋が計七枚付さなお、『国号考』には宣長の自筆稿本が現存し、現在は本居宣長記なお、『国号考』には宣長の自筆稿本が現存し、現在は本居宣長記

ものと捉えるべきであると考えられる。見られる訓仮名出自字体の忌避も、板下執筆直前の段階でなされた訂したものであろう」と論じられているものであり、訂正本文中に

れたのかという、訓仮名出自字体の忌避の運用のあり方に関わる問う文献に即して創出された原則が、なぜ『国号考』板本にも適用さめて確認された。次に問題となるのは、そのように『古事記』といの契機は、あくまでも『古事記伝』の板行にあり、原典『古事記』といの実機は、あくまでも『古事記伝』の板行にあり、原典『古事記』といと、といい、といい、のという、訓仮名出自字体の忌避が『国号考』板本以上論じてきたように、訓仮名出自字体の忌避が『国号考』板本

## 一、訓仮名出自字体の忌避の運用

題である。この点については、次節で検討を加えることとする。

通する要素を取り出して検討することから、『国号考』板本へ訓仮名明する要素を取り出して検討することか明らなった。『古事記伝』『国号考』の二作以外の宣長の著作の板本で訓仮名出自字体の忌避が適けては、繰り返し述べているように、『古事記』と直接的な関連を有いては、繰り返し述べているように、『古事記』と直接的な関連を有いては、繰り返し述べているように、『古事記』と直接的な関連を有いては、繰り返し述べているように、『古事記』と直接的な関連を有いては、繰り返し述べているように、『古事記』と直接的な関連を有いては、繰り返し述べているように、『国号考』について、両者に共た。『国

出自字体の忌避が適用された経緯を考察することとしたい

『古事記伝』『国号考』両者の共通点として、まず第一に挙げられ

板本に適用された要因の一つを見て取ることができよう。 りようを志向する表記原則である訓仮名出自字体の忌避が『国号考』 日本の国名に関する考証である。この点に、古代における表記のあ 作であるという点である。『国号考』は『古事記』との直接的な結び るのは、内容面において、いずれも古代に関する考証を旨とする著 つきという点はやや弱いものの、そこで論じられているのは古来の

本居春庭によって、執筆が開始されているのである。前節でも述べ 製作の事情に共通する部分が認められるという点である。『古事記 伝』『国号考』とも、その板下は天明六、七年の重なり合う時期に、 そして、もう一つ注意されるのは、両書の出版に関わって、 板下

という、板下執筆についての具体的な注意書きも残されているが、 訓仮名出自字体の忌避の例外が存するのである。また、『古事記伝』(タロ) 例えば、宣長が自ら板下を認めた巻一五~一七にさえ、少数ながら 多少なりとも訓仮名出自字体の忌避に外れた用字を行う場合が多い。 の原則がより徹底していた。春庭以外の人物が筆耕を務めた巻では、 見た場合、春庭が板下を担当した巻では、それ以外の巻に比してそ たように、『古事記伝』 板本内部での訓仮名出自字体の忌避の実態を の板下執筆に関しては、先にも引用した「古事記伝板下認振之事」

> される。そこで、ここで視点を変え、春庭が筆耕を務めた宣長の著 ちで実行していた春庭の、筆耕として果たした役割の大きさが確認 るとはいかなかったことが推測されるのである。 このように見てくると、訓仮名出自字体の忌避をほぼ完全なかた

そこには板下執筆の記録も記されている。ここから確認できる、春 には、春庭が宣長の指示で書写を行った書物が年次順に列記され、 位置づけを試みることとしたい。「本居春庭写物覚帳」と題する覚書 作全般を見渡し、その中で訓仮名出自字体の忌避という表記原則の

庭が板下書きを担当した宣長の著作は次の通りである。 『古事記伝』巻一~一三・一八~二〇(2)

『玉くしげ』 『国号考』

天明七年 寛政元年

天明六~寛政元年

寛政元年 『神代正語』

果を、表・三と表・四に示した。これらの表からは、『玉くしげ』『神げ』と『神代正語』について、板本での使用仮名字体を調査した結 代正語』のいずれの使用仮名字体にも、「者・へ・と・と・つ・徒 しては、訓仮名出自字体の忌避の適用は認められないのである。 まれていることが分かる。『玉くしげ』及び『神代正語』の板本に関 め・ミ」といった訓仮名出自字体の忌避の対象となる字体が多く含 避が適用されていることは、既に論じた通りである。残る『玉くし このうち『古事記伝』及び『国号考』の板本に訓仮名出自字体の忌

が、ここで両群を比較して気づくのは、各群において、それぞれの い『玉くしげ』『神代正語』との二群に分けることができるのである 43

仮名出自字体の忌避は、宣長の学問的見地に適合する表記原則では 践が困難な、特殊な原則であったということをも示していよう。 振之事」のようなかたちで具体的に細かく指示が出されなければ実 このことは逆に言えば、訓仮名出自字体の忌避は、「古事記伝板下認

訓

の忌避が適用されている『古事記伝』『国号考』と、適用されてい

以上より、春庭板下による宣長の著作の板本は、訓仮名出自字体

あったが、その独自性ゆえ、実践に際しては、誰にでも容易に行え

表・三 『玉くしげ』板本における使用仮名字体一覧

_										
,	7	7	4	7	>	+	9	+	*	7
ر ـ ا	わら	3	44	म्मान्त्रिक्षाच्याः	はそうかかあっ	S. 5. 4. 6	してみだれる	かた	tar)	ある
	*	y			t	-	+	ν	*	1
		うめて		みみゃ	ひなか	なるおに	ちち	あしし	*	v
		n	2	٢	7	×	ッ	2	2	,
		こっぱる	坳	むさ	ふぬ	ね	つくな	すればす	A-444	}
	2	r		*	^	*	チ	t	7	, I
	25	机整		多を	~ Z	かねら	てててるし	如果北	きいます	えい
	7		3	ŧ	*	1	F	7	2	*
	贫钱	ろろ	よん	かんきもも	ほかち	のろれけれ	~ 22 22	7	3 3	かな

# 表・四 『神代正語』板本における使用仮名字体一覧

_	_		_							
1	7	7	+	7	7	+	9	#	#	7
	もわ	うらみ	ヤヤヤ	まさはな	はそろう	が別るかり	きるない	では	かりあ	ある
	#	'n		***	Ł	-	#	÷	*	4
	Þ	まりまり		みみゃ	ひかかや	727	ちち	きしし	きずな	い
		٨	2	٨	7	×	ŋ	7	2	2
1		3 15 3	ф	かかか	ዣቝቖ	ぬ鳥	つ川佐初	するいな	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	3
	×	L		1	۲	*	Ŧ	ŧ	7	I
	\$ 25	割		めた	うな	ねれつき	ててて	せとめ	といるある	えし
	7	В	3	÷	*	1	1	y	п	*
	をおう	ろり	ţ	\$ \$ \$ \$ \$ \$	ほあかず	のろれお	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	それ	くてま	かれる

を適用するか否かを決定していたことが看取されるのである。と適用するか否かを決定していたことが看取されるのである。とのは、専門的内容を有する古代研究書では訓仮名出自字体の忌避を実は、専門的内容を有する古代研究書では訓仮名出自字体の忌避を実は、専門的内容を有する古代研究書では訓仮名出自字体の忌避を実は、専門的内容を有する古代研究書では訓仮名出自字体の忌避を実は、専門的内容を有する古代研究書では訓仮名出自字体の忌避を実は、専門的内容を有する古代研究書では訓仮名出自字体の忌避を実は、専門的内容を有する古代研究書であるのに対し、後者『玉くしげ』た、本格的な古代考証の研究書であるのに対し、後者『玉くしげ』た、本格的な古代考証の研究書であるのに対し、後者『玉くしげ』た、本格的な古代考証の研究書であるのに対し、後者『玉くしげ』た、本格的な古代考証のである。

うる読者層を意識した上で実践されていたのだと言えよう。をものと考えられる。訓仮名出自字体の忌避は、その本質を理解したものと考えられる。訓仮名出自字体の忌避を適用し、春庭に実践させている表記原則である。宣長は、『古事記伝』『国号考』といった、古代る表記原則である。宣長は、『古事記伝』『国号考』といった、古代る表記原則である。宣長は、『古事記伝』『国号考』といった、古代の表記原則である。当に、古代における表記のありようを的確に

#### まとめ

板下製作が開始された『国号考』においても適用された。『古事記伝』記原則である。訓仮名出自字体の忌避は、『古事記伝』に引き続いて記』の万葉仮名表記における訓仮名の不使用に則して創出された表板下製作を契機として、古代における表記のありよう、特に『古事板下製作を契機として、古代における表記のありよう、特に『古事記伝』の訓仮名出自字体の忌避は、天明六年に開始された『古事記伝』の

著作の有する内容面での性質が互いに異なっているという点である。

では適用されていない。著作の内容面や、そこから想定される読者方、『神代正語』『玉くしげ』といった入門書的な性格を有する著作が代書という性格を有する『古事記伝』『国号考』で実践される一代研究書という性格を有する『古事記伝』『国号考』で実践される一度の存在が大きく関わっていたことが考えられる。春庭が筆耕を務庭の存在が大きく関わっていたことが考えられる。春庭が筆耕を務度の存在が大きく関わっていたことが考えられる。春庭が筆耕としての春では適用されていない。著作の内容面や、そこから想定される読者では適用されていない。著作の内容面や、そこから想定される読者では適用されていない。著作の内容面や、そこから想定される読者では適用されていない。著作の内容面や、そこから想定される読者を表している。

層に即した使い分けが認められるのである。

『古事記伝』板本及び『国号考』板本以降、宣長の著作で『古を繁用される機会を失った。また、後代の国学者が自らの著作で『古を監の眼病により、訓仮名出自字体の忌避が実践されることはなくなったが、これに関しては、出自字体の忌避が実践されたが、それ以外の著作では、たとえあったと考えられる。春庭が寛政三年頃から目を患い、板下の執筆が困難になったことが調仮名出自字体の忌避が実践されたが、それ以外の著作では、たとえあったと考えられる。春庭以外の人間が板下を認めるに際しても訓仮名出自字体の忌避が実践されたが、それ以外の著作では、たとえあったとを扱う内容であった『古事記伝』のみは、それまでに刊行された巻とが一をとる必要から、春庭以外の人間が板下を認めるに際しても訓仮名出自字体の忌避が実践されたが、それ以外の著作では、たとえた代のことを扱う内容であっても、訓仮名出自字体の忌避を適用することは断念せざるを得なくなったものと考えられるのである。ることは断念せざるを得なくなったものと考えられるのである。を疑の記述が実践されたが、それ以外の著作では、たとえた代のことを扱う内容であっても、訓仮名出自字体の忌避は、宣長の著作で『古を繁用される機会を失った。また、後代の国学者が自らの著作で『古を繁用される機会を失った。また、後代の国学者が自らの著作で『古を繁用される機会を失った。

的に構成しようという、宣長の新たな表記原則の創出の試みとしてないった。訓仮名出自字体の忌避は、結果的には、一般に浸透すれば、訓仮名出自字体の忌避は、「古事記伝」の執筆に際して臨時すれば、訓仮名出自字体の忌避は、『古事記伝」の執筆に際して臨時すれば、訓仮名出自字体の忌避は、『古事記伝」の執筆に際して臨時すれば、訓仮名出自字体の忌避は、「お事記伝」の執筆に際して臨時であると言える。しかしながら、その運用面に目を向ければ、それは本来、「古事記伝」という個別の著作の範囲に限定されることなく、古代考証の研究書に広く適用され得る可能性を有する表記原則とし古代考証の研究書に広く適用され得る可能性を有する表記原則ととなり、訓仮名出自字体の忌避を適切に把握し実践する者は出現とどまり、訓仮名出自字体の忌避を適切に把握し実践する者は出現とどまり、訓仮名出自字体の忌避を適切に把握し実践する者は出現とどまり、訓仮名出自字体の忌避を適切に把握し実践する者は出現とどまり、訓仮名出自字体の忌避を適切に把握し実践する者は出現とどまり、訓仮名出自字体の忌避を適切に把握し実践する者は出現とどまり、訓仮名出自字体の忌避を適切に把握し実践する者は出現とどまり、訓仮名出自字体の忌避を適切に把握し実践する者は出現を記録している。

注

評価することができるものと考えられるのである。

- (1)「『古事記伝』の仮名字体――訓仮名出自字体の忌避とその背景――」
   (1)「『古事記伝』の仮名字体――訓仮名出自字体の忌避とその背景――」
   (『国語文字史の研究』六、和泉書院、二○○一年刊行予定)。以下、「前の使用に関して、前稿と重複して述べる部分の含まれることをお断りしの使用に関して、前稿と重複して述べる部分の含まれることをお断りしておく。
   (2)本居春庭が書写を行った書目の記録である「本居春庭写物覚帳」の「天ておく。
   (2)本居春庭が書写を行った書目の記録である「本居春庭写物覚帳」の「天はおしている。
- 能性があると思われるものも採用した。表・三、表・四についても同じ。一字体が臨時的に形状を変化させたという、字形上の差異と捉え得る可ようをより詳細に表したいことから、同字源の仮名字体で、あるいは同号:三七四一二二②)を使用した。字体の掲出に際しては、原本のあり、調査テキストには大阪府立中之島図書館蔵の天明七年刊記本(請求記(3)調査テキストには大阪府立中之島図書館蔵の天明七年刊記本(請求記)
- 九九八年一二月)、二八頁。(4) 矢田勉氏「鈴屋の文字意識とその実践」(『鈴屋学会報』第一五号、一九九八年一二月)、二八頁。

特殊な仮名字体を取り入れて使用するなどの表面的な模倣の範囲に事記伝』板本を模した表記を試みた場合にも、一見して特徴的な、

- 示した。以下の論述でも、論旨に支障のない範囲では同様に処理した。(5) 現行の平仮名・片仮名字体にない仮名字体は、字源の漢字を代用して
- (6) 注(4)に同じ。
- (7) 前稿の表・一を参照。
- 付される。該当部は前稿に引用している。一七巻(筑摩書房、一九八七年)所収、書簡番号四五九)に別紙として一七巻(筑摩書房、一九八七年)所収、書簡番号四五九)に別紙として(8) 宣長の「寛政八年九月二四日付栗田土満宛書簡」(『本居宣長全集』第
- えられる仮名字体(「と・と・徒」)も忌避の対象に含まれているという(10) 訓仮名出自字体の忌避に関して、現在の字源認識では音仮名出自と捉(2) 契沖『和字正濫鈔』(元禄八年刊)や橋成員『倭字古今通例全書』(元年できれる。
- おり、本稿の指摘と部分的に重なる。(11) なお、矢田勉氏は注(4)論考において、『国号考』 板本では『古事記伝』ことについては、前稿で論じた。
- (12) 前稿の表・二を参照。
- (13) 注(12)に同じ。

  (13) 注(12)に同じ。

  (14) 『古事記伝』に関しては、その板行の進行状況を記録した宣長の覚書「古(13) 注(12)に同じ。
- (15) 『古事記伝』と『国号考』の先後関係に関し、矢田勉氏は前掲注(4)論称下作成に当たって、その仮名字体の範の一端となった可能性もあろた時期や経緯を考える上で重要である。『国号考』が『古事記伝』版本の た時期や経緯を考える上で重要である。『国号考』が『古事記伝』に先行して版行されているうえ、稿本の段階でもそれが認められるから、鈴屋に於いてこの特殊な平仮名字体体系が成立した時期や経緯を考える上で重要である。『国号考』に見られる。『国号考』は『古事記伝』と『国号考』の先後関係に関し、矢田勉氏は前掲注(4)論
- (16) このことは『古事記伝』及び『国号考』の板下出来の記録からも裏付けられる。まず『古事記伝』に関しては、前掲の「古事記伝」によると、最も早く板下が出来したのは巻二で、及び「伝板出来之覚」によると、最も早く板下が出来したのは巻二で、天明六年一○月一四日に板下が書肆へ送られたとの記録が見える。一方、天明六年一○月一四日に板下が書肆へ送られたとの記録からも裏付けられる。まず『古事記伝』及び『国号考』の板下出来の記録からも裏付(16) このことは『古事記伝』及び『国号考』の板下出来の記録からも裏付(16) このことは『古事記伝』及び『国号考』の板下出来の記録からも裏付

- (『)『本居宣長全集』第八巻(筑摩書房、一九七二年)の口絵には冒頭部のとなり、『古事記伝』の板下の方が先に出来しているのである。『国号考』が先行するのであるが、板下の出来時期に関しては順序が逆政二年から文政五年にかけてであるのに対し、『国号考』は天明七年と、
- 号考」の項でも、自筆稿本についての解説がなされている。 写真が一葉掲載されている。また、同書所収の大久保正氏「解題」の「国写真が一葉掲載されている。また、同書所収の大久保正氏「解題」の「国にはには『東部の
- ) 七枚の付箋のうち、一オ・二オ・二ウに貼付された付箋では、記された訂正本文に関し、若干の例外も存するものの、訓仮名出自字体の忌避が短いものが多いため判断しがたいが、全体的には訓仮名出自字体の忌避な可に本文に関し、若干の例外も存するものの、訓仮名出自字体の忌避体の忌避のうち、一オ・二オ・二カに貼付された付箋では、記され
- の「国号考」の項。 大久保正氏「解題」(『本居宜長全集』第八巻(筑摩書房、一九七二年))
- の表・二を参照されたい。20) 巻一五に一例の例外が存する。前稿20) 巻一五に一○例、巻一六に二例、巻一七に一例の例外が存する。前稿
- (22)「本居春庭写物覚帳」には記載がないが、『古事記伝』巻一四も春庭の(21)『本居宜長全集』別巻二(筑摩書房、一九七七年)所収。
- (3) 周奎テキストは、『玉くしげ・は大反付立中之島図書馆嵌の板下と考えられている。
- (3) 調査テキストは、『玉くしげ』は大阪府立中之島図書館蔵の寛政元年刊記本(請求記号:一二五―七四②)を、『神代正語』は架蔵の無刊記本を使用した。
- の忌避の例外が目立つということは、既に論じた通りである。(24) とはいえ、春庭以外の人間が板下を担当した範囲には訓仮名出自字体